

平成28年度 議員研修会

演題 「都市農業振興基本計画の内容と期待」
～都市農業・農地の経緯をふまえて～

講師 原修吉氏

一般社団法人 全国農業会議所 専門相談員

日時 平成29年2月13日(月) 午前10時から12時

会場 全員協議会室

プロフィール

2016年11月

原 修吉（はら・しゅうきち）

1951年3月	東京都大田区に生まれる
1973年3月	東京農業大学 農学部 卒業
1973年9月	小笠原農業協同組合 勤務
1979年4月	東京都農業会議 勤務
2015年3月	東京都農業会議 退職
2015年7月	全国農業会議所 専門相談員

前 東京都農業会議 事務局長

特定非営利活動法人 全国農業体験農園協会 理事

一般社団法人 全国農業会議所 専門相談員

東京都農業会議で一貫して農政に携わり農地法、食料・農業・農村基本法はじめより相続税納税猶予制度・長期営農継続農地制度・生産緑地法などの都市農業関係法・制度の創設や改正、並びに都市農業振興基本法の成立過程及び税制改正を経験し、現在に至る。

さらに、農業体験農園の組織的展開を目的に2002年に東京都農業体験農園園主会の設立、2010年には農業体験農園の全国展開による要望にこたえる形で東京都農業体験農園園主会を改組したNPO法人全国農業体験農園協会の設立に尽力する。

著 書

「農業体験農園の開設と運営」（全国農業会議所出版、2005年）

「上記改訂版：農業体験農園の開設と運営」（同、2016年）

「相続税納税猶予制度ガイドブック」（同、2008年）

「上記改訂版：相続税納税猶予と仲良く付き合う方法」（同、2015年）など

都市農業基本計画の内容と期待

都市農業・農地の経緯をふまえて

(一社)全国農業会議所

都市の農地は
さまざまな要因によって
急速に減少しました

その大きな要因に
新都市計画法(S43年)
の制定があります



新都市計画法は
どのような街づくりを
目指したのでしょうか



住宅・宅地と農地が混在している日本の都市



メリハリのあるヨーロッパの都市



都市と田園とのメリハリのある街づくりを目指して

昭和43年 新都市計画法

市街化区域・調整区域の線引き
市街化区域内農地の宅地化促進

昭和48年



アメとムチ



ムチ法



◆ 市街化区域の中で農業を継続できる制度

固定資産税

昭和48年
自治体の奨励金制度
↓
昭和51年
自治体の減額制度
↓
昭和57年
長期営農継続農地制度
↓
平成3年
長期営農継続農地制度の
廃止

地方税法

都市計画(固定資産税と連動)
昭和49年
生産緑地法
都市計画上の位置づけ
①公共施設の予備地
②緑地空間
⇒市の先買い権
平成4年
改正生産緑地法

◆ 市街化区域の中で農業を継続できる制度

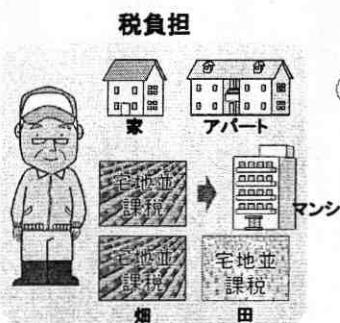
贈与税・相続税

昭和39年 贈与税の納期延長特例制度
↓
昭和50年 贈与税納税猶予制度
相続税納税猶予制度
↓
平成4年 納税猶予制度の改正
(特定市は生産緑地に限定、20年免除廃止)

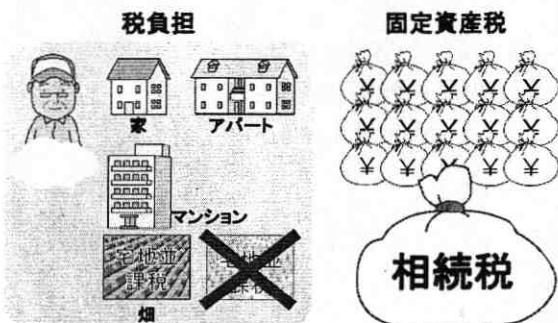
農地の 宅地なみ課税とは

「評価」という
実在しない「お金」に掛かる税金

無いお金を作る選択



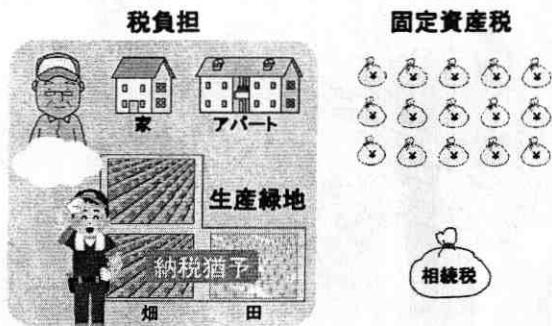
無いお金を作る選択



無いお金は払わない選択



無いお金は払わない選択



農地は

財産 なのか

預かりもの なのか



課税上の配慮が必要

農地を守る法律

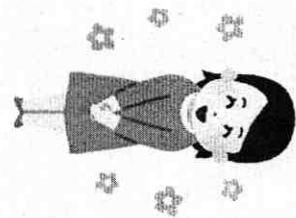
固定資産税

生産
綠地

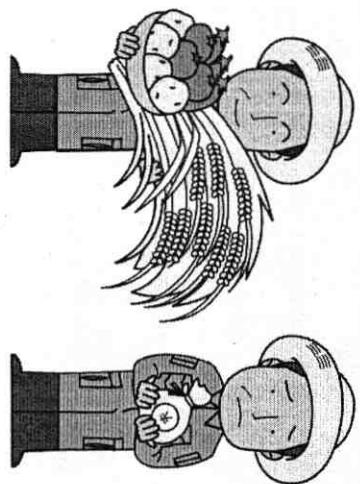
相続税

納稅
猶予

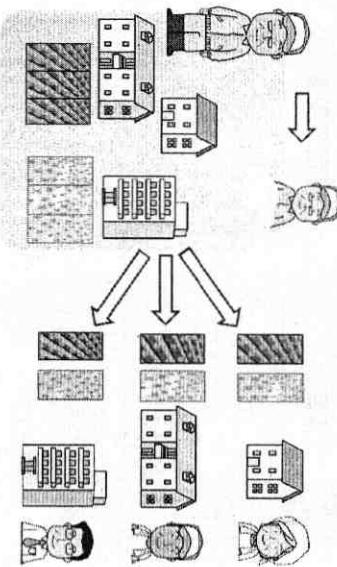
都市農地が減少した
原因はそれだけでは
ありません



農産物価格の長期低迷

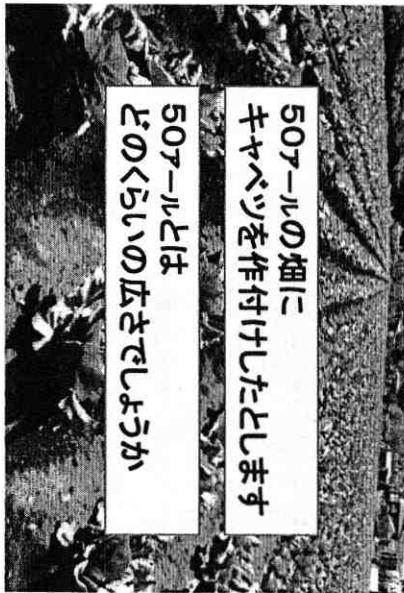


戦後の民法が定着し、相続による分散



50アールの畑に
キャベツを作付けしたとします

50アールとは
どのくらいの広さでしょうか



50アールはキャベツを作付けすると
キャベツは年2回、1年間で約5万個収穫できます

1個100円の手取りがありましたとします

経費(種苗や肥料・光熱水費等)が40円すると

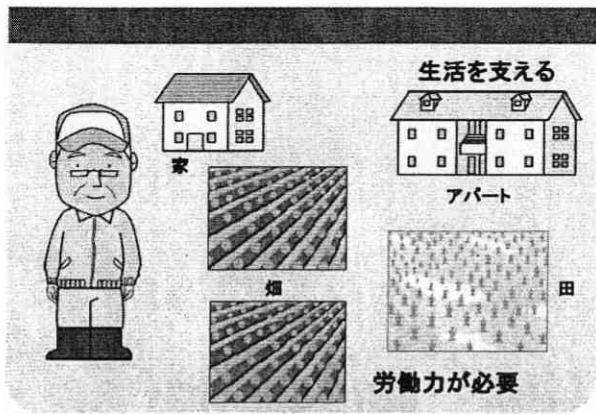
所得は1個60円、畑全体1年間で300万円です

夫婦が従事なら1年間1人150万円の収入です

1個200円の手取りで800万円(1人400万円)

1個250円ならば1,000万円になります





消費者の購買意識

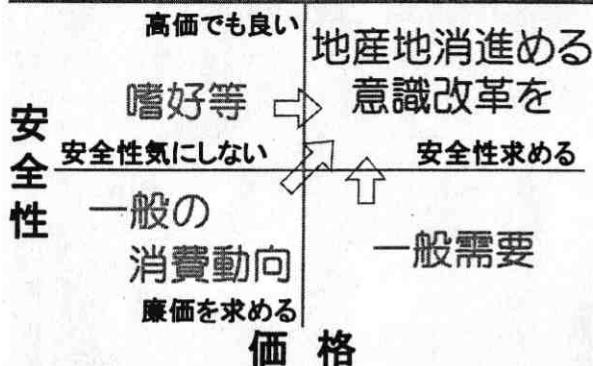
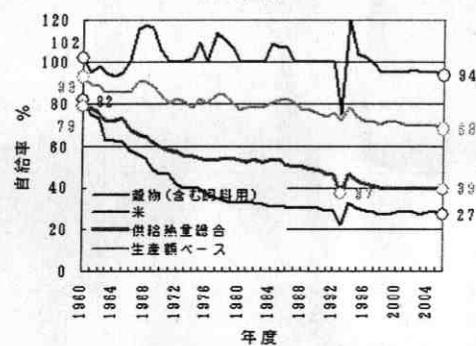


図1 日本の総合自給率の推移
農林水産省



人口の推移

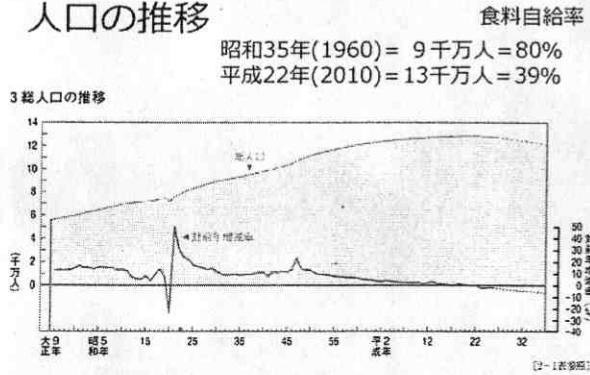
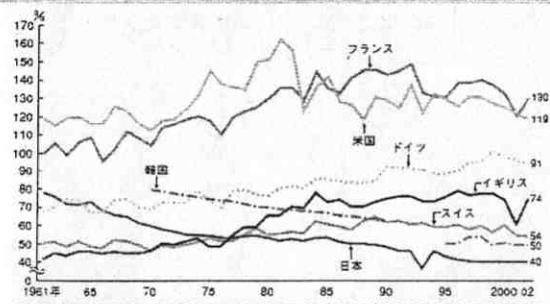
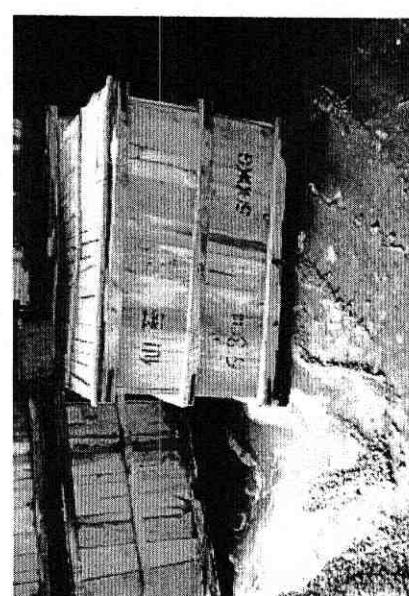
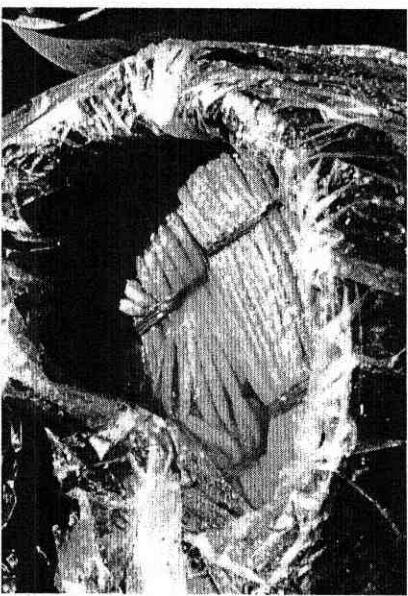
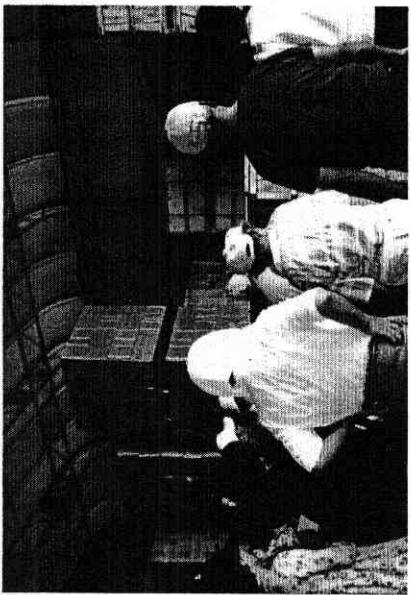


図1-36 諸外国の食料自給率(供給地量ベース)の推移



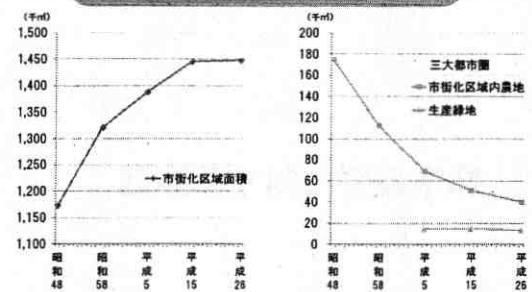
スイスの備蓄：家1週間、店3週間、市2月、県3月、国6月
日本で不足する食料を支えているものは







市街化区域と市街化区域内農地の面積



出典：国土交通省「都市計画年報」、農務省「農地実態の調査等の概要報告」

農地を守る法律

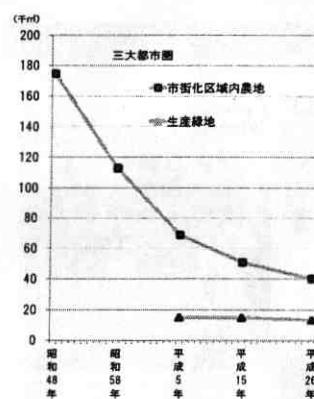
固定資産税

生産
緑地

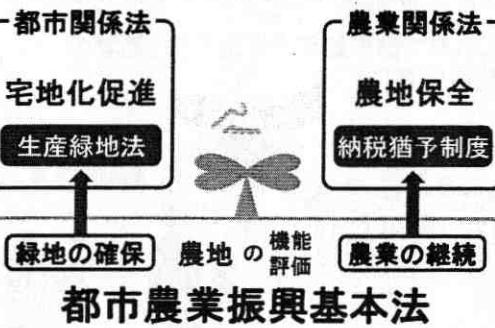
相続税

納税
猶予

都市農地の減少
に歯止めをかけ
計画的な保全を
はかる必要がある



平成27年4月 都市農業振興基本法
平成28年5月 都市農業振興基本計画



1. 都市農業に対する評価

1. 評価

- ◆ 市街地の中で農業が営まれる日本特有の都市の在り方
- ◆ 日本の都市の強みと魅力



1. 評価

- ◆ 市街化区域内の人口
約8,900万人は
全人口の約7割
- ◆ 都市農業は環境整備
と日本農業啓発の
ためにも重要



1. 評価

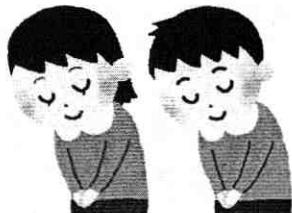
- ◆ 農業政策のモデルも都市農業から多く生まれている



1. 評価

- ◆ これまで都市農業を支えてきた地域の農業者等に

感謝



2. 都市農業の持つ機能

2. 機能

◆ 都市農業・農地の持つ機能

- ①農産物を供給する機能
- ②防災の機能
- ③良好な景観の形成の機能
- ④国土・環境の保全の機能
- ⑤農作業体験・学習・交流の場を提供する機能
- ⑥農業に対する理解の醸成の機能



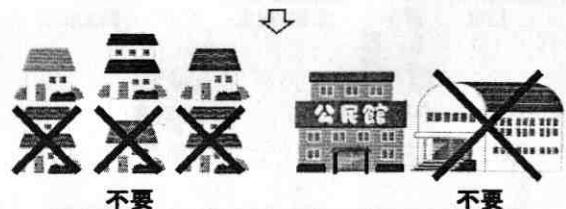
2. 機能

◆ この機能は「①農産物を供給する機能」が最も重要かつ基本



3. 現状と課題

- ◆ 全国的に多くの都市が人口減少局面に移行
- ◆ 宅地需要が沈静化し、市街化圧力が低下



3. 都市農業の現状と課題

3. 現状と課題

- ◆ 農業従事者の高齢化や担い手不足等は一層深刻
- ◆ 相続等を契機に農地の売却、更に転用が進むおそれ
- ◆ 宅地需要が低下して空き家率が上昇し、
賃貸用不動産経営も困難となることが見込まれる



都市農業経営基盤の
不安定化が見込まれる

4. 都市農業振興

4. 都市農業の振興＝対象地区



4. 都市農業の振興＝対象の明確化

- ◆都市農地の存続は土地所有者の意向に委ねられてきた
↓ でも
- ◆「都市農業の安定的な継続」こそが、多様な機能が発揮されるための根幹
↓ そのため
- ◆農業が持続的に営まれるための抜本的な対策
- ◆将来の都市像との整合を図っていくことが必要
↓ だから

都市農業振興・農地保全を図る対象の明確化

4. 都市農業の振興＝多面的機能の発揮と都市住民ニーズへの対応



4. 都市農業の振興＝農業振興施策

農業の展開が確実な都市農地について
今後は生産緑地か否かにかかわりなく
農業振興施策を本格的に講ずる必要がある

5. 具体的な対策＝施策展開

5. 具体的な対策 施策展開

営農の継続を前提に生産緑地か
それ以外の市街化区域内農地かを問わず
農業振興施策の一環として当該市町村が行う
支援と併せて
国の支援も可能とする新たな仕組み
↓

対象拡大し、国・地方公共団体が連携した取組み
↓

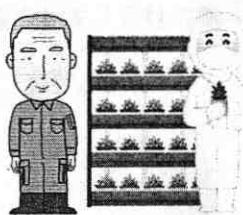
都市農業振興基本法 第十条 地方計画の重要性

5. 具体的な対策 施策展開

◆ 担い手対策



原則は農家子弟



不在の時には順次拡大

他農家

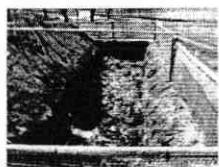
他産業

5. 具体的な対策 施策展開

◆ 生産振興



防災シャッター・防風垣等



廃棄物処理等

5. 具体的な対策 施策展開

◆ 多面的機能の維持・増進



防災機能の発揮



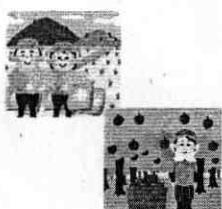
良好な景観・環境の形成機能の発揮

5. 具体的な対策 施策展開

◆ 流通対策



直売所



産地間連携



新商品開発

5. 具体的な対策 施策展開

◆ 学校給食等



学校給食



社員食堂



外食産業

5. 具体的な対策 施策展開

◆ 農業体験の充実



観光農園
農業体験農園



市民農園
福祉農園



民間企業等が開設する農園

5. 具体的な対策 施策展開

◆ 学校教育等との連携



5. 具体的な対策 施策展開

◆ 都市住民に対する農業理解醸成と交流



6. チェック機能

新たな都市農業振興制度を構築する場合

- 事業計画や担い手の適格性、資質等を事前に評価
- 取組内容が当初の計画に沿って適正に行われているか

チェックするような公的関与の仕組みの必要

7. 省庁間連携・地方計画

7. 省庁間連携・地方計画

◆ 省庁間連携

- 計画の進歩状況を踏まえ、関係各省が連携してフォローアップ
- 必要に応じて見直しを行う
- 都市農業振興に向けた施策の充実のため、農林水産省と国土交通省が共同し、地方公共団体や農業関係者等の声を踏まえた検討を行う

7. 省庁間連携・地方計画

◆ 地方計画

- 都道府県及び市町村による地方計画が可能な限り早期に作成され、関連する施策との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策が推進されるよう、国から積極的に働きかけるとともに、必要な情報の提供等適切な支援を行う

8. 農地の確保

8. 農地の確保

◆ 都市農地の確保のため、必要な対策を行う

生産緑地制度

- 生産緑地30年経過
- 500m以下、道連れ解除
- 地方都市

納稅猶予制度

- 農地の貸借
- 耕作権
- 相続による分散防止

- 市街化調整区域への編入
- 新たな農地等保全制度
↳ 必要な土地利用規制

8. 農地の確保 固定資産税・相続税の負担軽減

納稅猶予制度

生産
緑地

農業
継続

農地
保全

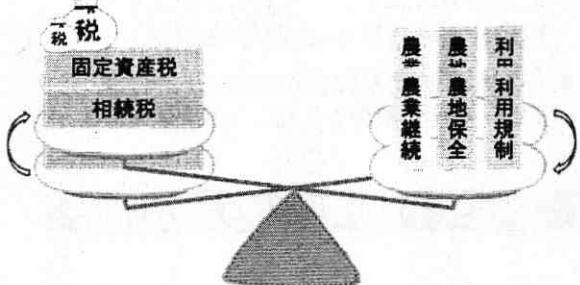
利
用
規
制



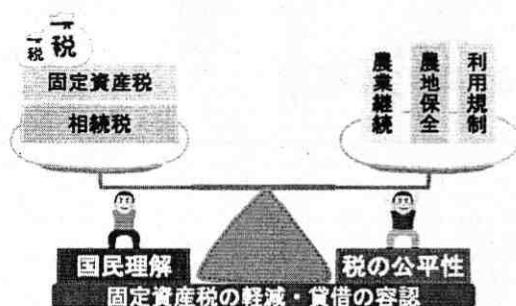
8. 農地の確保 固定資産税・相続税の負担軽減



8. 農地の確保 固定資産税・相続税の負担軽減



8. 農地の確保 固定資産税・相続税の負担軽減



それでは、農地税制に関して、国はどのような対策をはかるうとしてるのでしょうか



都市農業振興基本計画では、固定資産税について2つ問題を提起しています

- ①生産緑地の下限 500m²
- ②生産緑地以外の農地保全



6. 農地の確保 ①保全すべき農地の保有コスト軽減

◆ 都市農地の確保のため、必要な対策を行う

生産緑地制度

- 生産緑地30年経過
- 500m²以下、道連れ解除
- 地方都市中心の課題



- 市街化調整区域への編入
 - 新たな農地等保全制度
- 必要な土地利用規制

6. 農地の確保 ①保全すべき農地の保有コスト軽減

- ◆ 都市農業振興上の位置付けが与えられた市街化区域内農地(生産緑地を除く)
- ◆ 一定期間の農業経営の継続と農地としての管理・保全が担保されることが明確なもの



保有にかかる税負担の在り方を検討する

6. 農地の確保 ①保全すべき農地の保有コスト軽減

生産緑地以外の農地保全も重要です



6. 農地の確保 ①保全すべき農地の保有コスト削減

◆ 都市農地の確保のため、必要な対策を行う

生産緑地制度

- 生産緑地30年経過
- 500m²以下、道連れ解除
- 地方都市



- 市街化調整区域への編入
- 新たな農地等保全制度

→ 必要な土地利用規制

29年度税制改正大綱には
「生産緑地の面積要件緩和」
の記載があります



「生産緑地法改正を前提に」
とする記載も気になります

生産緑地法をどのように
改正しようとしているので
しょうか

何れにしても、制度正しく
理解し、農地保全に向けた
慎重な対応が必要です



都市農業振興基本計画
では
「生産緑地の貸借を納税
猶予制度の対象にする」
とも記載しています



29年度税制改正大綱では

①利用継続、②市街化
区域外農地とのバラン
ス、③土地利用規制等
が検討されることを踏ま
え早期に結論を出す

と、しています



6. 具体的な対策 ②納税猶予制度の貸借容認

◆ 都市農地の確保のため、必要な対策を行う

相続税納税猶予

- 農地の貸借
- 耕作権
- 相続による分散防止



- 市街化調整区域への編入
- 新たな農地等保全制度

→ 必要な土地利用規制

6. 農地の確保 ②納税猶予制度の貸借容認

◆ 農地を貸借できる制度

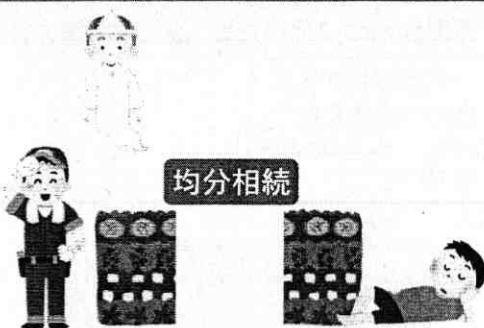
- 相続の際に、他者に貸すことを見越して農地を持つ
- 農地が均分相続される可能性が現状よりも高まり、農地として保全していくモチベーションが低下



公的関与の仕組み
の検討

土地利用規制
を導入

6. 具体的な対策 ②納税猶予制度の貸借容認



6. 具体的な対策 ②納税猶予制度の貸借容認



6. 具体的な対策 ②納税猶予制度の貸借容認

◆ 農地の貸借を推進

- ◆ 安定的かつ確実に都市農業を継続
- ◆ 多様な担い手による都市農業の振興
- ◆ 多様な機能の発揮に資する必要



都市農業振興上の位置付けが与えられた生産緑地等、貸借(市民農園利用を含む)されているものに相続税納税猶予の在り方を検討する

6. 具体的な対策 ②納税猶予制度の貸借容認





都市農業振興基本計画
では「担い手対策」をこう
考えています

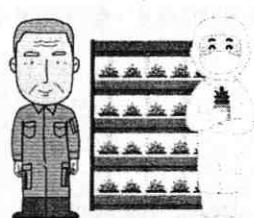


5. 具体的な対策 施策展開

◆ 担い手対策



原則は農家子弟



不在の時には 順次拡大

他農家 他産業

しかし、平成27年度に
ご協力いただいた調査
では次のような結果が
出ています。



【担い手対策】アパートや駐車場など不動産収入が生計の大部分を支えている



1. 評価

- ◆ 誇りを持って営む
農業が子供や地域に理解と感謝される
- ◆ 自己の農業に対する誇りと営農意欲の向上につながる



農家の後継者にも支援策が必要

都市農業振興基本計画でも



- ◆ 都市農業を振興し、農地を保全するためには

関係する制度の周知と都市住民への啓発が必要、としています



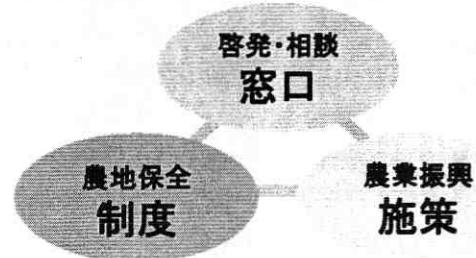
都市農業・農地の保全に向けた対策は

相談窓口の設置 → 農家の不安を払拭し農地保全の意識を高める
→ 都市住民への農業理解の促進

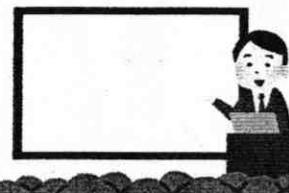
農地を守る制度 → 啓発・普及(相談窓口の活動)
→ 改善に向けた検討

農業振興 → 農業経営を経営体として存続し得る仕組みの検討
特に農業に対する誇りとやりがいを育てる農業振興対策

◆ 都市農業・農地保全は



都市農業機能維持支援事業では



農家や都市住民
に対する説明会



農家に対する
制度などの相談会

パワーポイントを利用した研修・説明会に
伺います

- 相続税のしくみ
- 相続税納税猶予制度
- 誰にも必要な相続対策
- 生産緑地
- 都市農業振興基本計画
- 平成27年度調査報告



都市農業機能維持支援事業

◆個別相談会

- 全国農業会議所窓口＝隨時
- 出張相談
- 現地相談



この事業を
是非ご利用ください

102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
(扱い手農政部：農政セクション)



電話 : 03-6910-1122
FAX : 03-3261-5131

(一社) 全国農業会議所

ご清聴

ありがとうございました



(二)

(× 王)